

## 住民監査請求に係る監査の結果について

### 第1 監査の請求

#### 1 請求の受付

令和4年5月6日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、南あわじ市 A ほか2名から提出された。

#### 2 請求の概要

請求書及びこれに添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件措置請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

##### (1) 請求の要旨

###### ア 請求理由

三木警察署ほか7警察署の会計課は、令和3年4月から10月までの期間に受理した所有者が判明しない犬又は猫を兵庫県動物愛護センター（以下「センター」という。）各支所に引き渡した。その後、センターは当該犬又は猫を殺処分又は第三者に譲渡した。（詳細は次表のとおり。①の事例について、以下「本件①」という。②から⑩までの事例も同じ。また、①から⑩までの事例はすべて令和3年末までに受理されて殺処分又は譲渡された。）

所有者が判明しない犬又は猫の処分等（令和3年4月から10月）

事例	受理日	警察署	頭数等	引渡日	センター支所	処分日	処分
①	4/11(日)	三木署	成犬1	5/7(金)	三木支所	5/7(金)	殺処分
②	5/12(水)	洲本署	成犬1	5/13(木)	淡路支所	5/25(火)	殺処分
③	6/11(金)	福崎署	子猫2	6/11(金)	龍野支所	6/11(金)	殺処分
④	6/16(水)	たつの署	子猫1	6/16(水)	龍野支所	6/16(水)	殺処分
⑤	6/20(日)	宍粟署	子猫2	6/21(月)	龍野支所	7/16(金)	譲渡
⑥	7/3(土)	南但馬署	成犬1	7/6(火)	但馬支所	7/15(木)	殺処分
⑦	7/9(金)	赤穂署	成犬1	7/12(月)	龍野支所	9/17(金)	譲渡
⑧	9/12(日)	加西署	成猫1	9/13(月)	三木支所	9/15(水)	殺処分
⑨	9/20(月)	洲本署	子猫1	9/21(火)	淡路支所	12/24(金)	譲渡
⑩	9/24(金)	宍粟署	子猫1	9/24(金)	龍野支所	10/26(火)	譲渡

警察署及びセンターが遺失物法と動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）に定める手続を経ずに行ったこれらの行為は、遺失物法（平成18年法律第73号）違反、動物愛護法違反、遺失物等横領罪、器物損壊罪の共同不法行為である。

項目	請求人が主張する該当理由
遺失物法違反 動物愛護法違反	警察署は、所有者の判明しない犬又は猫について、遺失物法の手続をせずセンターに引き渡

(動物愛護法第44条) 遺失物等横領罪 (刑法(明治40年法律第45号)第254条) 器物損壊罪 (刑法第261条)	した。 また、警察署からの処分譲受人であるセンターは、引渡しを受けた所有者不明の犬又は猫について、遺失物法による公告をして所有者を探し、3か月間保管しなければならないが、3か月間保管せずに殺処分又は譲渡処分した。
--	---

## イ 求める措置の内容

(7) 殺処分又は譲渡処分された犬4頭及び猫8匹の弁償費用19,000円、殺処分された犬3頭及び猫4匹の搬送費用51,177円(請求人の計算による。以下同じ。)、犬2頭のカス殺処分に使用された炭酸ガスの費用2,886円並びに犬1頭及び猫4匹の致死処分に使用したソムノペンチルの費用977円の合計74,040円を兵庫県(以下「県」という。)に返還すること。【請求事項1】

(イ) 警察署及びセンターの共同不法行為による違法な財産の管理、処分行為の防止と是正を求める。【請求事項2】

## (2) 事実証明書等

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、別記1及び2の文書が、また、これらを補足する書面として別記3から5までの文書が提出された。

## 3 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条所定の要件を具備していると認め、令和4年5月6日(請求書提出日)付けで受理した。

## 第2 証拠の提出及び陳述

### 1 請求人の陳述の要旨

令和4年6月16日に、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ(自治法第242条第7項)、請求人から概ね次のとおり陳述があり、別記3から5までの文書の提出があった。

なお、請求人の主張は多岐にわたるが、その概要は次のとおりである。

(1) 警察は、所有者不明の犬又は猫をセンターに渡すと、遺失物法から除外することを続けていて、警察もセンターも全く公示をしないまま殺処分している。

これは県だけである。警察庁の「所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合等の取扱いについて」(令和2年7月28日付け警察庁丁会発第684号)及び環境省の「所有者の判明しない犬又は猫の引取りの取扱い等について」(令和2年7月28日付け環自総発第2007282号)では、遺失物法から除外されることは書いてない。所有者不明の犬又は猫がセンターに引き渡されても、遺失物法が適用されるべきである。遺失物法を守るのは警察、犬や猫を保護するのはセンターであるから、警察署長はインターネットを使ってホームページで3か月間公表をしろと書いてあるのに、警察は、所有者不明の犬又は猫をセンターに渡し

た途端に消すのは間違いである。

- (2) 遺失物法の公告後3か月経過しないと所有者は動物の所有権を失わず、所有者が現れないとき、期間経過後は拾得者が所有者になり、拾得者からその求めがないときは動物の譲渡処分が必要である。
- (3) 遺失物法に基づく公告（公告とは、動物の写真、収容場所、その他リード、首輪など、その動物の所有者が認識できる情報である。）は、所有者に戻すためのものである。

請求書の本件①に係るネット公告の内容は、「収容日2021年4月11日、犬、黒・茶、路上、満了日7月11日」で、所有者に繋げる情報ではなかった。請求人は、三木警察署に対し「犬・猫の写真、収容場所（犬が迷子になっていた場所）、リードの付帯物など」の犬の情報を求めたが、一切応じなかった。「満了日7月11日」との公告をしているが、これは満了日7月11日まで犬を収容しているとの表示である。社会を欺く許されない行為である。

- (4) 三木警察署は、2021年5月7日にセンターに「技術協力」依頼として本件①の犬を引き渡し、センターは引取り後30分で殺害した。三木警察署は、①遺失動物の所有者に繋げる情報の隠蔽をして（遺失物法違反）、②センターへの殺処分依頼により殺害（動物愛護法違反）、③所有権の侵害（器物損壊罪）をした。

センターは、警察からの「技術協力」依頼による殺処分であると言っているが、警察には犬を殺害する権限はない。殺害行為はセンターがしており、権限がないものへの責任転嫁は許されない。

- (5) 全国の自治体、都道府県・中核市の動物愛護の行政を持っている自治体に処分依頼についてアンケートを採り、8割9割方の回答を得たが、処分依頼というものはどこにもなかった。
- (6) 2018年6月の佐用警察が引き取ったプロットハウンドの例と今回の監査対象の本件⑥の南但馬警察のプロットハウンドの例と比較すると、どちらも同じように譲渡判定落ちた犬だが、2018年の例では、センターのホームページの収容動物情報にあったから請求人はこの犬を見つけることができ引き取れた。本件⑥については、首輪付きでもあったのに、殺された。
- (7) 県では、平成24年1月1日から「動物の譲渡に関する要綱」が適用されており、譲渡の対象動物として「5 警察署が遺失物法に基づき事務処理した犬又は猫で処分依頼を受けたもの」とある。しかし、センターは警察からの依頼として殺処分している。
- (8) 譲渡判定に合格するには、性格、健康、老齢等の基準を満たしたうえで、「誰もが飼え」なければ、判定は「否」となる。センターは何らかの落ち度を見つけては殺処分している。
- (9) 本件の事例は警察とセンターの動物を社会に隠蔽して殺害する行為である。動物の命と所有者の権利を侵害するものである。法律の規定、趣旨に明確に違反し、許されない犯罪行為である。

## 2 執行機関の陳述の要旨

令和4年6月16日に、執行機関の陳述（自治法第242条第8項）を実施したところ、保健医療部及び警察本部からおおむね次のとおり陳述があった。

(1) 保健医療部の陳述

ア 警察が関与する動物について

本件②から⑩までの9件は、警察が動物愛護法に基づき処理した犬及び猫であり、本件①のみが、警察が遺失物法に基づき処理を行った犬に該当する。

イ 動物愛護法による警察からの引継ぎについて

本件②から⑩までの犬3頭及び猫8匹は、警察が動物愛護法第35条第3項に基づき処理した所有者の判明しない犬及び猫である。

動物愛護法第35条第3項に基づく所有者の判明しない犬及び猫の引取りは、本来であれば、センター及び各支所（以下「センター等」という。）の業務であるが、遺失物法第4条第3項には、動物愛護法第35条第3項の規定による所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求めた拾得者については、遺失物法第4条第1項及び第2項を適用しない。しかし、「所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合等の取扱いについて」（令和2年7月28日付け警察庁丁会発第684号）では、「拾得者が動物愛護管理法に基づく引取りの求めを希望したにもかかわらず、休日、夜間等で都道府県等が閉庁しているなどやむを得ない事情により、拾得者が自ら早急に行うことができない場合であって依頼されたときに限っては、当該引取りの求めに係る犬又は猫を警察が一時的に預かり、その後、速やかに都道府県等に引き渡すことは差し支えない」としていることから、この規定に基づき、警察が動物愛護法に基づき受理をした犬又は猫をセンター等が警察から引き継ぐものである。

(ア) 警察からの引継ぎ後の公示、処分等

センター等では、警察から動物愛護法第35条第3項の規定により引き継いだ犬及び猫について、動物の愛護及び管理に関する条例（平成5年条例第8号。以下「動物愛護条例」という。）に基づき、公示を行っている。公示期間については、動物愛護条例第29条第1項には2日間と規定しているが、県では、運用上、犬の場合は5日間公示している。

(イ) 処分について

所有者が公示期間満了後1日以内に当該犬及び猫を引き取らないときは、動物愛護条例第29条第4項により、これを処分することができる。しかし、動物を引き取り、又は収容した動物が、必要に応じて治療等の措置を講じても回復等の見込みがないと判断したときは、動物愛護条例第28条第2項により、当該動物を処分することができる。また、「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」（平成18年環境省告示第26号）（以下「環境省告示」という。）の第1－7には、都道府県知事等は、動物愛護法第35条第1項本文又は第3項の規定により引き取った犬又は猫について、必要に応じて治療を行うこと。ただし、治療を加えても生存することができず、又は治療することがかえって苦痛を与え、若しくは長引かせる結果になる場合等、死期を早めることが適当であると獣医師又は都道府県知事等が判断した場合にあっては、この

限りでない」とある。

a 本件③及び④の子猫（3匹）について

目やにや鼻水等の症状から猫伝染性鼻気管炎や猫カリシウイルス感染症等の感染が強く疑われ、衰弱していた。

b 本件⑧の成猫（1匹）について

老齢で削瘦、よだれを流し、後肢はふらつき、脱水の症状を呈していたため、引継ぎ当日から3日間、皮下補液を行なったが、引継ぎ2日後には虚脱、横臥状態となった。

c a及びbの殺処分について

センター等の獣医師資格を有する職員が、動物愛護条例第28条第2項及び環境省告示第1-7に基づき、公示期間の満了を待たずに殺処分した。

d 本件②、⑤、⑥、⑦、⑨及び⑩の6件について

公示期間満了後1日を経過しても所有者からの申出はなかった。

そのため、環境省告示第4処分には「保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分とする。」とあるが、この6件については「飼養を希望する者への譲渡し」か「殺処分」のいずれかによる処分となった。

(ウ) 譲渡判定について

県では、動物愛護法や動物愛護条例が目的としている「人と動物が調和し、共生する社会づくり」を実現するために、「啓発としての譲渡」を推進しており、譲渡動物の飼い主と動物が楽しく正しく暮らし、地域に受入れられている姿を通じ、その姿を目にした様々な立場の人間が動物への理解を深め、マナーアップやしつけ、健康管理等の重要性を実感し、地域での動物の適正飼養が広まることを目指している。

そのため、センター等では引取り等した全ての犬及び猫について、動物の譲渡に関する要綱・要領等（以下「要綱等」という。）に基づき、センター全所で統一した考え方のもと、獣医師資格を有する職員が中心となり、健康状態に顕著な異常がなく、人に対する攻撃性を有していないなどの家庭動物としての適性を見極め（以下「譲渡判定」という。）、適性があると判断した犬及び猫について譲渡している。

a 本件②及び⑥（成犬2頭）について

譲渡判定の結果、家庭動物としての適性がないと判断したため、保管期間満了後に殺処分した。

b 本件⑤、⑦、⑨及び⑩の4件（成犬1頭、子猫4匹）について

家庭動物としての適性があると判断し、譲渡した。

ウ 遺失物法に基づく処分依頼

(7) 遺失物法に基づく処分依頼に係るセンター等の運用

本件①については、三木警察署が遺失物法に基づき、拾得者から提出を受けた犬である。

センター等が実施している犬及び猫の引取り等の根拠には、遺失物法に基づ

く業務は含まれていないため、本件①については、遺失物法に基づき犬を処理した三木警察署が、処分作業を含む全ての処理をすべきであったが、警察の職員には獣医師資格を有する職員がいない一方、県の職員には公衆衛生獣医師が存在すること、また、県は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「予防法」という。）、動物愛護法及び動物愛護条例に基づく動物衛生業務を主な業務として実施していること等の理由から、警察が遺失物法に基づき廃棄決定した犬及び猫については、県がその殺処分の作業のみの依頼を受けるものとし、動物愛護条例を制定した平成5年以降、運用してきたところである。

処分依頼を受けた犬及び猫については、センター等において予防法及び動物愛護条例に基づく公示の必要はない。

(イ) 遺失物法に基づき提出を受けた動物の処分

遺失物法は、動物である物件の処分については、遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「施行令」という。）第4条の「ただし書き」の中で「これを引き渡すことが適当と認められる者に引渡し、」とされている。さらに「遺失物法の解釈運用基準について（通達）」（令和元年11月29日付け警察庁丙会発第60号。以下「遺失物法解釈運用基準」という。）において、施行令第4条の「引き渡すことが適当と認められる者」とは、これを飼育し、又は保管することを希望する者であって、引取り後もこれを適切に取り扱うことができると認められるものをいい、具体的には、動物取扱業を営む者、動物愛好家、動物愛護団体及び動物園並びに地方公共団体が考えられる。」とされている。

施行令第4条から、遺失物法に基づき処理を行った動物の処分については、警察署がこれを飼養し、又は保管することを希望する者に引き渡す最大限の努力をしたが、見付からず、殺処分もやむを得ないと判断した個体について、処分の依頼をするよう、県生活衛生課から県警本部会計課へ、センター等から各管内の警察署会計課に対し従前から説明してきている。

(ロ) 警察から遺失物法による処分依頼を受けた犬及び猫の処分方法

警察から処分依頼を受けた犬及び猫については、センター等では、原則、殺処分になることを伝えたくて、依頼を受けている。

動物愛護条例では対象に含まれていない警察が遺失物法に基づく処理をし、処分依頼を受けた犬又は猫についても、平成24年からの動物の譲渡に関する要綱の中で対象動物に規定し、家庭動物としての適性があると判断した犬及び猫については、譲渡する運用をしてきた。

(エ) 本件①の処分について

本件①の犬については、三木警察署から処分依頼の申出を電話で受けた際に、老齢であること、健康状態が良好でないことを聞き取り、獣医師資格を有する職員が把握していた。5月7日、3名の獣医師資格を有する職員が三木警察署に出向き、犬を確認した際に「啓発としての譲渡」の対象にするのは難しいと判断できたことから、警察署員には、その日のうちに殺処分することを伝え、処分依頼を受けたセンター三木支所において、獣医師資格を有する職員が譲渡判定を実施した結果、家庭動物としての適性はないと判断したため、殺処分し

たものである。

#### エ 請求内容への反論

##### (7) 請求人が問題としている「ネット公示」

公示は、予防法及び動物愛護条例第29条第4項（以下「法等」という。）の規定に基づき実施している。

センター等では、所有者への返還の可能性が高いと推測される犬又は猫について、センターのホームページを活用した情報提供を実施しているが、これは法等に基づく公示とは別に、飼い主への返還を目的に実施しているものである。

センターでは、法等に規定された公示は、適正に実施しており、請求人が問題としている「ネット公示」は、法等に規定されているものではない。

##### (イ) 処分前評価

請求人は、本件①から⑩までの10件についての評価額について、返還を求めている。しかし、処分前評価は、動物愛護法第35条第1項に基づき所有者から引き取った犬及び猫、警察から処分依頼を受けた犬及び猫以外の動物について、予防法第6条第1項に基づき、または、これを準用して実施しているものである。処分前評価は、行政手続き上の瑕疵の有無にかかわらず、その処分によって損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する必要がある際に、通常生ずべき損害、つまり対価を決定するために行っているものである。

#### オ 他の自治体の状況

全国46都道府県へ確認したところ、犬及び猫を殺処分又は譲渡したことに関して、警察に告発又は起訴された事例はなく、処分後に評価額を支払った事例についてもなかった。

カ 本件①から⑩までの10件の犬及び猫に限らず、センター等で引取り等した全ての動物は、動物愛護法や動物愛護条例等に則り、返還、譲渡、殺処分のいずれの処分方法にかかわらず、適正な手続を経て、処分している。

#### (2) 警察本部の陳述

遺失物法解釈運用基準では、遺失物法第2条第1項で規定する「逸走した家畜」とは、他人の占有していた家畜であって、逸走して当該他人の占有を離れたもので、誰の占有にも属していないものとして、準遺失物として定義され、同法第3条により民法（明治29年法律第89号）第240条の遺失物の規定を準用するとされている。

なお、野良犬や野良猫は他人が占有していたものではなく、また、遺棄された動物は逸走したものではないので、いずれも「逸走した家畜」には該当しない。

また、犬又は猫が、野良犬又は野良猫であるか否かについては、首輪及び鑑札の有無、拾得されたときの状況等を総合的に判断するものとするとしている。

遺失物法第4条第3項では、動物愛護法第35条第3項の規定による所有者の判明しない犬又は猫の引取りの求めを行った拾得者については、拾得をした物件の速やかな警察署長への提出等を規定した遺失物法第4条第1項及び第2項を適用しないこととされている。

これは、警察署では動物の飼養や保管に関し専門的な知識を有する職員や専門の施設を有しておらず、他方で、都道府県等では動物の飼養や保管に関し専門的な知

識を有する職員や専門の施設を有しているため、都道府県等において犬又は猫を取り扱うこととした方が動物の愛護の観点から見て適切であると考えられたからである。(遺失物法解釈運用基準第3-3 所有者の判明しない犬又は猫の取扱い)

また、動物愛護法第35条第3項において、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りを「その拾得者その他の者」から求められた場合について規定されており、「所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合等の取扱いについて」(令和2年7月28日付け警察庁丁会発第684号)により警察職員が職務中に所有者の判明しない犬又は猫を自ら拾得した場合、当該警察職員は、動物愛護法第35条第3項の「その拾得者その他の者」として都道府県等に引取りの求めを行うことができる。

#### ア 所有者の判明しない犬又は猫の遺失物法による取扱いについて

警察署に対し、所有者の判明しない犬又は猫を拾得した届出があれば、遺失届の有無の確認、隣接する警察署及びセンター、市並びに町への照会、鑑札、首輪の記名などから、所有者が判明するかどうかを確認し、遺失者が確認できる場合は、遺失物法に基づき拾得をした物件として提出を受け、遺失者に速やかに返還する。

#### イ アに該当しない所有者の判明しない犬又は猫の取扱いについて

遺失届もなく、照会等をして遺失者の確認ができない場合は、拾得した者に対して、遺失物法及び動物愛護法の趣旨や手続を説明し、拾得者が動物愛護法に基づく引取りの求めを依頼した場合は、「犬・猫受理簿」(平成30年6月25日付け兵警会例規乙第3号様式第6号)を作成し、「引渡しの依頼」欄に記載の「上記の動物について、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく引取り又は収容のため、私に代わって区市等に引き渡すよう依頼します。」の下部に、拾得者の署名を得て、犬又は猫を一時的に預っている。ただし、拾得した者が拾得した犬又は猫の取得等を希望するときは、遺失物法に基づき、拾得をした物件として提出を受けている。

#### ウ 本件①について (三木警察署の事例)

遺失物法に基づき拾得物件として受理したものである。

##### (ア) 経緯について

4月11日(日)の午後、110番通報を受け、警察官が保護した。茶色の首輪と虫除け用と思われる青色と白色のゴム様の首輪がついていた。

遺失届の該当はなかったが、首輪を2本しており、遺失者がすぐ判明するだろうと当該警察官が遺失物法に基づく公務拾得として受理し、三木警察署で保管した。遺失物法第7条に定める公告及び同法第8条に定める公表を行うとともに、センター三木支所に情報提供したが、2週間経過しても遺失者は判明しなかった。

##### (イ) 遺失物法による処分決定について

遺失物法第9条第1項では、提出を受けた物件が滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき又はその保管に過大な費用若しくは手数を要するときは、売却することができる旨規定されている。遺失物法第10条では、警察署長は売却

につき買受人がいなかったときや売却をすることができないと認められるときは処分できる旨が規定されており、加えて施行令第4条では、処分する物件が動物であるときは、引き渡すことが適当と認められる者に引き渡し、又は法令の範囲内で同種の野生動物の生息地においてこれを放つことにより行うものとする規定されている。

当該拾得された犬については、老犬であることや病気にかかっている可能性もあることから売却できないとして、5月7日に処分決定を行い、同日当該犬1頭を、引き渡すことが適当と認められるセンター三木支所に引き渡した。

警察職員は、センターに引き渡した犬又は猫が、譲渡及び殺処分される可能性があることは漠然とは知っているが、譲渡や殺処分の判断基準及び警察署から引き渡した犬又は猫について、個々についての引渡し後の状況については認知していない。

(ウ) 公表及び公告について

センターへの引き渡しと同時にホームページでの3か月間の公表を消した件については、遺失物法第8条及び同法施行規則（平成19年国家委員会規則第6号）第12条において、遺失者が判明するまでの間又は公告の日から3か月を経過する日までの間、インターネットの利用により公表することにより行うとされているが、警察本部では、公表の目的が、警察署で保管している遺失物を遺失者が閲覧及び検索することであるため、遺失者へ返還した場合と同様に処分したときも公表する物件から削除している。

なお、遺失物法第7条に規定される公告については、処分後も引き続き書面に掲載し、閲覧できるよう警察署に備え付けている。

エ 本件②から⑩までの取扱いについて

すべて動物愛護法に基づき受理したものである。

(ア) 本件②について（洲本警察署の事例）

5月12日（水）の夕方、洲本警察署の敷地内で発見された犬で、捕獲しようとした警察官に噛み付いた後、同敷地内の溝に潜り込んだため捕獲することができず、翌日、センター淡路支所の職員に捕獲を依頼し、動物愛護法に基づき警察職員が職務中に自ら拾得した犬として受理し、当該犬1頭を同センターへ引き渡した。首輪のない雑種の雄犬で、遺失届の該当もなかった。

(イ) 本件③について（福崎警察署の事例）

6月11日（金）の夕方、道端に子猫がいるとの通報があり、子猫2匹を保護した。通報者は「処分は警察に任せる」とのことで現場にはおらず、生後間もない目も開いていない子猫で、周囲の状況から野良猫が生んだ赤ちゃんと思われる、動物愛護法に基づき公務拾得として受理し、遺失届の該当もなく、当日、当該子猫2匹をセンター龍野支所へ引き渡した。

(ウ) 本件④について（たつの警察署の事例）

6月16日（水）の朝方、自宅の倉庫に弱った子猫がうずくまっているという通報を受け、保護した。首輪のない子猫で遺失届の該当がなく、通報者も所有権の取得を放棄したため、動物愛護法に基づき差出者から一時預かりし、当日、

子猫1匹をセンター龍野支所へ引き渡した。

(エ) 本件⑤について（宍粟警察署の事例）

6月20日（日）の夕方、公園内に子猫が2匹いるとの通報を受け、保護した。首輪のない子猫で遺失届の該当がなく、通報者も所有権の取得を放棄したため、動物愛護法に基づき差出者から一時預かりし、翌日、当該子猫2匹をセンター龍野支所へ引き渡した。

(オ) 本件⑥について（南但馬警察署の事例）

7月3日（土）の午前中、2、3日前から自宅の近くを犬が徘徊しているとの通報を受け、交番勤務の警察官2名が臨場したが、プロットハウンドと思われる猟犬で捕獲できず、応援要請して3名体制で2時間ぐらいかけて保護した。首輪はリードをつけることができないほど損傷しており、遺失届の該当がなく、通報者も所有権の取得を放棄したため、動物愛護法に基づき差出者から一時預かりした。朝来市及び養父市で防災放送を利用して警察で保護している旨を放送したが、遺失の申出がなかったため、7月6日（火）に当該犬1頭をセンター但馬支所へ引き渡した。

(カ) 本件⑦について（赤穂警察署の事例）

7月9日（金）の夜間、駐在所勤務の警察官に対し、近くで犬が徘徊しているとの申出があり、保護した。首輪のない雑種の雌犬で、何日間か彷徨っていたのか元気がなかった。遺失届の該当がなく、申出者も所有権の取得を放棄したため、動物愛護法に基づき一時預かりし、7月12日（月）、近隣の相生警察署と岡山県備前警察署にも照会したが、遺失届の該当がなかったため、当該犬1頭をセンター龍野支所へ引き渡した。

(キ) 本件⑧について（加西警察署の事例）

9月12日（日）の早朝、住民が汚れがひどく毛も固まっている猫を警察署に持参。首輪のない猫で、遺失届の該当がなく、差出者も所有権の取得を放棄したため、動物愛護法に基づき差出者から一時預かりし、翌日、当該猫1匹をセンター三木支所へ引き渡した。

(ク) 本件⑨について（洲本警察署の事例）

9月20日（祝・月）、住民が駐車場で保護した子猫を、夕方、警察署に持参。首輪のない猫で、遺失届の該当がなく、差出者も所有権の取得を放棄したため、動物愛護法に基づき差出者から一時預かりし、翌日、当該子猫1匹をセンター淡路支所へ引き渡した。

(ケ) 本件⑩宍粟警察署の事例について

9月24日（金）の午後、住民から、自宅の敷地内に子猫がおり保護しているとの通報があった。遺失届の該当がなく、差出者も所有権の取得を放棄したため、動物愛護法に基づき差出者から一時預かりし、当日、当該子猫1匹をセンター龍野支所へ引き渡した。

(コ) 動物愛護法による取扱いについて

本件②から⑩までの取扱いは、動物愛護法による引取りの求めにより警察が一時預かりしたものであるため、遺失物の手続きや、遺失物法に定められた公

告及び公表はしていない。しかしながら、センターへ引き渡す前には、遺失届の有無の確認に併せて、近隣警察署への照会及びセンター等への確認も実施している。

また、民法第240条に規定される「遺失物は、遺失物法の定めるところに従い公告をした後3か月以内にその所有者が判明しないときは、これを拾得した者がその所有権を取得する。」についても、遺失物ではないため適用されない。

オ 本件①から⑩までの取扱いについては、ア～エのとおり、警察本部として、当該警察署における所有者の判明しない犬又は猫についての取扱いについては、違法な財務会計行為等は存在しないと認識している。

### 第3 監査の対象

#### 1 監査の対象とした事項

住民監査請求に当たっては、対象とする財務会計行為（公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実をいう。以下同じ。）を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的・具体的に摘示しなければならない（最高裁判所平成2年6月5日判決）ところ、請求人が請求書、事実証明書等において特定したと判断できる次の事項を対象とした。

本件①から⑩までの犬又は猫が殺処分又は譲渡処分されたことにより県が被った下記(1)から(4)の損害額74,040円（なお、算出方法は請求書及び事実証明書等に記載されているが、請求人独自の計算によるものであり、当該殺処分又は譲渡処分に要した費用として必ずしも正確ではない。）の損害賠償請求権の行使を怠る事実（財産の管理を怠る事実。請求事項1関係）

- (1) 殺処分又は譲渡処分された犬4頭及び猫8匹の弁償費用としての合計19,000円
- (2) 殺処分された犬3頭及び猫4匹の搬送に使われた費用51,177円
- (3) 犬2頭のガス殺処分に使用された炭酸ガスの費用2,886円
- (4) 犬1頭及び猫4匹の致死処分に使用したソムノペンチルの費用977円

#### 2 監査の対象としなかった事項及びその理由

##### (1) 監査の対象としなかった事項

請求事項2

##### (2) 監査の対象としなかった理由

住民監査請求は、地方公共団体の財務会計行為の違法性・不当性を判断し、その是正を目的とするものであり、行政運営一般の違法性を争うことを目的とする制度ではないところ、請求事項2は、財務会計行為に該当しない。

### 第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については理由のないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、請求書提出日後に提出された文書（別記3から5まで）、請求人の陳述、執行機関の陳述及び執行機関に対する調査により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

## 1 認定した事実

### (1) 本件①から⑩までに係る警察署における所有者の判明しない犬又は猫の取扱いについて

警察署長は、拾得者から受領した犬又は猫若しくは公務拾得した犬又は猫を取り扱う場合は、発見の状況、種類及び外見、鑑札及び首輪等の有無及び遺失届の有無を確認し、動物取扱関係機関への照会をしたうえで、発見の状況、種類及び外見等から総合的に判断し遺失物法又は動物愛護法のいずれかに基づく受理の手続を行う。

#### ア 遺失物法に関する法令等の定めと運用

(ア) 警察署長は、所有者が判明しない犬又は猫について、遺失物法に定める逸走した家畜（拾得物件）として取り扱う場合は、「拾得物件控書」を作成し、公務拾得の場合を除き拾得者に当該犬又は猫に関する権利放棄の意思を確認し、署名を求める。また、拾得者が当該犬又は猫の保管を希望する場合は、「拾得物件保管請書」を徴する。

警察署長は、拾得物件としての受理決裁後、犬又は猫の種類及び特徴、受理年月日、拾得日時及び拾得場所を記載した「拾得物件一覧簿」を、警察署会計課窓口で常に閲覧できる状態で備え付け、関係者から求められた場合には閲覧させることにより公告を行う（遺失物法第7条第1項から第3項まで）。

公告後、拾得物件の遺失者が判明した場合を除き、公告の日から3か月間はこれを続けなければならない（遺失物法第7条第4項）。

(イ) 警察署長は、(ア)の犬又は猫の保管に過大な費用又は手数を要する場合（遺失物法第9条第1項）で、売却につき買受人がない（同法第10条第1号）とき又は売却をすることができないと認められる（同条第3号）ときは、廃棄その他の処分を決定し、当該犬又は猫を第三者等引き渡すことが適当と認められる者に引き渡すことにより行うものとする。その者がいなければ、センターに「犬・猫の処分について（依頼）」により引き渡している。（施行令第4条第1項）

#### イ 動物愛護法に関する法令等の定めと運用

(ア) 警察署長は、所有者が判明しない犬又は猫について、遺失物法に定める逸走した家畜（拾得物件）にあたらないと判断した場合、「犬・猫受理簿」を作成し、動物愛護法の規定（同法第35条第3項）に基づきセンターへの引取りを求めている。この場合、拾得者から警察署が受領した犬又は猫については、当該拾得者から、警察署長にセンターへの引渡しを依頼する旨の署名を得ている。

(イ) 警察署長は、センターの窓口が閉庁日で受付ができないなど、やむを得ない理由があるときは、当該犬又は猫を一時的に警察署内で保管し、センターの開庁日に引取りを求めている。

### (2) 本件に関する警察署からセンターが引き取った所有者の判明しない犬又は猫の取扱いについて

環境省告示によれば、動物愛護法にいう処分とは、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分とされている。

動物愛護法は、動物の引取り・収容を行う根拠については定めているが、処分を含めた引取後の動物の処遇については具体的な定めがなく、当該事務を自治事務として実施する各地方公共団体が、必要に応じ条例や要綱等において手続を定めている。

県においては、警察署から動物愛護法第35条第3項に基づき引取りをした場合、動物愛護条例に処分の手続を定めている。

ア 警察署長が(1)アにより処分決定した犬又は猫の取扱いについて

センター支所長は、警察署から遺失物法に基づき処分決定された犬又は猫を「犬・猫の処分について(依頼)」により引き取った場合は、家庭動物としての適性(健康状態、気質等)を判定し、譲渡「可」と判断した犬又は猫は、譲渡希望者を募集の上譲渡する。譲渡に適さないと判断した犬又は猫については殺処分を行う。

なお、警察署が遺失物法に基づいて処分決定した犬又は猫については、センターにおいて公示は行わない。

イ 警察署長から(1)イにより引き取った犬又は猫の取扱いについて

(ア) 警察署長から(1)イにより、所有者の判明しない犬又は猫を「犬・猫引渡書」により引き取った場合は、公示理由、収容の状況、動物の種類、性別及び年齢等の公示を行う。公示期間は、動物愛護条例第29条第1項の規定により、2日間であるが、県は運用上、犬について5日間としている。所有者が公示期間満了後1日以内に引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、所有者が相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、これを処分することができない。(動物愛護条例第29条第4項)

(イ) 処分については、家庭動物としての適性(健康状態、気質等)を判定し、譲渡「可」と判断したものは、譲渡希望者を募集の上譲渡する(動物愛護条例第30条、環境省告示第3-3~8)。譲渡に適さないと判断したものは殺処分を行う(動物愛護条例第29条第4項)。

ウ 譲渡判定の取扱いについて

家庭動物としての適性を評価し、適性があると認められるものについては、その飼養を希望する者を募集する等によりできるだけ生存の機会を与えるよう努めることとしているが、この適性の評価に係る基準等は、国(環境省)において特に定められていない。譲渡判定に当たっては、譲渡候補動物判定表(要綱等)に基づき、獣医師により成犬の場合は3次まで判定、それ以外は2次まで判定し、家庭動物としての適性を見極めた上で譲渡の手続を開始している。

(3) 本件犬又は猫の管理及び処分に係る事実経過

本件①から⑩までの管理及び処分に係る事実経過は以下のとおりである。いずれも、警察署において遺失届の確認及びセンターへの情報照会を行ったが、該当はなかった。

ア 本件①について

(ア) 三木警察署における取扱いについて

4月11日(日)、三木警察署に通報があり、当該署員が三木市口吉川町の路上にて午後2時5分に保護した。遺失届の該当はなかったが、首輪を2本しており、遺失物法に基づく公務拾得として受理した。当警察署において、拾得物件一覧簿(公告用)により遺失物法第7条に定める公告を行った。併せて警察本部のホームページ「落とし物ページ」に当該犬を掲載し、同法第8条規定のインターネットを利用した公表を行った。また、センターに情報提供したが、遺失者は判明せず、5月7日まで当警察署で保管した。

5月7日、三木警察署長は、当該犬の保管に過大な手数を要し(遺失物法第9条第1項)、売却につき買受人がない(遺失法第10条第1号)として、拾得物件の処分を決定した。同日当該犬1頭を、センター三木支所へ引き渡した。

(イ) センター三木支所の取扱いについて

5月7日、センター三木支所は三木警察署から処分依頼の連絡を受け、3名の獣医師資格を有する職員が三木警察署に出向いた。犬の状況から警察署員にその日のうちに殺処分することを伝え、「犬・猫の処分について(依頼)」により当該犬を引き取った。センター三木支所において、獣医師が譲渡判定を実施した結果、14歳~15歳以上の年齢、気質、両眼白内障や旋回運動が見られるなど健康の理由により家庭動物としての適性はなく、また、獣医師が近づいて処置するのは望ましくないと判断したため、同日、動物管理事務所に送致しガス殺処分した。

イ 本件②について

(ア) 洲本警察署の取扱いについて

5月12日(水)午後5時、洲本警察署の敷地内で当該犬が発見されたが、捕獲しようとした警察官に噛み付き、翌日、連絡を受けたセンター淡路支所の職員が捕獲した。遺失届の該当もなかったことから動物愛護法に基づき公務拾得した犬として「犬・猫受理簿」を作成し、当該犬1頭をセンター淡路支所へ引き渡した。

(イ) センター淡路支所の取扱いについて

5月13日、洲本警察署から「犬・猫引渡書」とともに当該犬1頭を引き取り、センター支所前の掲示板に5日間公示した。譲渡判定を獣医師が行ったところ、年齢、気質、健康の理由で譲渡判定は「否」であった。なお、当該犬は洲本警察署の警察官を噛んでいたため、狂犬病罹患の可能性も否定できず、その潜伏期間を考慮し5月25日まで保管した。狂犬病については、5月13日及び25日に検査を行い、疑いなしと診断された。5月25日、センター淡路支所において殺処分した(動物愛護条例第29条第4項)。

ウ 本件③について

(ア) 福崎警察署の取扱いについて

6月11日(金)、通報があり午後4時38分に子猫2匹を保護した。通報者は処分は警察に任せるとのことで現場にはいなかった。遺失届の該当がなく、動物

愛護法に基づき公務拾得として「犬・猫受理簿」を作成し、同日、当該子猫2匹をセンター龍野支所へ引き渡した。

(イ) センター龍野支所の取扱いについて

6月11日、福崎警察署から「犬・猫引渡書」とともに当該子猫2匹を引き取り、センター支所前の掲示板に2日間公示した。譲渡判定を獣医師が行ったものの、推定2週齢の生後間もない猫で、衰弱が進み感染症への感染も疑われ、人への許容性も判定できない状況で、年齢及び健康の理由で譲渡判定は「否」となった。回復等の見込みがないため、獣医師の判断により、公示期間満了前の6月11日、センター龍野支所において殺処分した（動物愛護条例第28条第2項、環境省告示第1-7）。

エ 本件④について

(ア) たつの警察署の取扱いについて

6月16日(水)、自宅の倉庫に子猫がいるとの通報を受け午前8時に保護した。首輪のない子猫で遺失届の該当がなく、通報者は所有権の取得を放棄し、動物愛護法による引渡しの依頼に署名したため、「犬・猫受理簿」を作成して当該猫を通報者から一時預かりし、当日、センター龍野支所へ引き渡した。

(イ) センター龍野支所の取扱いについて

6月16日、たつの警察署から「犬・猫引渡書」とともに当該子猫1匹を引き取り、センター支所前の掲示板に2日間公示した。譲渡判定を獣医師が行ったものの衰弱が激しく健康の理由から譲渡判定は「否」となった。感染症への感染が疑われ、回復等の見込みがないため、獣医師の判断により、公示期間満了前の6月16日にセンター龍野支所において殺処分した（動物愛護条例第28条第2項、環境省告示第1-7）。

オ 本件⑤について

(ア) 宍粟警察署の取扱いについて

6月20日(日)、公園内に子猫が2匹いるとの通報を受け午後5時に保護した。首輪のない子猫で遺失届の該当がなく、通報者も所有権の取得を放棄し、動物愛護法による引渡しの依頼に署名したため、「犬・猫受理簿」を作成して当該子猫2匹を通報者から一時預かりし、翌日、センター龍野支所へ引き渡した。

(イ) センター龍野支所の取扱いについて

6月21日、宍粟警察署から「犬・猫引渡書」とともに当該子猫2匹を引き取り、センター支所前の掲示板に2日間公示した。公示期間満了後1日を経過しても所有者からの申出はなかった。併せて2回の譲渡判定を獣医師が行ったところ、家庭動物としての適性があると判断したので、ワクチン接種後、譲渡希望者を募集し、7月16日に希望者へ譲渡した（動物愛護条例第30条、環境省告示第3-3~8）。

カ 本件⑥について

(ア) 南但馬警察署の取扱いについて

7月3日(土)、自宅周辺を2、3日前から犬が徘徊しているとの通報を受け交番勤務の警察官2名が午前10時30分頃臨場したが、猟犬で人を非常に警戒し

ていることから捕獲できず、応援要請して3名体制で午後0時頃に保護した。

虫除けの首輪は劣化しておりリードを付けることができなかつたので、同署所有の首輪を装着した。遺失届の該当がなく、通報者も所有権の取得を放棄し、動物愛護法による引渡しの依頼に署名したため、「犬・猫受理簿」を作成して通報者から一時預かりした。翌々日、朝来市及び養父市で防災放送を利用して警察で保護している旨を放送したが、遺失の申出がなく、朝来市役所での登録犬にも該当がなかつた。また、近隣の福崎警察署にも照会したが、該当がなかつたため、7月6日に当該犬1頭をセンター但馬支所へ引き渡した。

(イ) センター但馬支所の取扱いについて

7月6日、南但馬警察署から「犬・猫引渡書」とともに当該犬1頭を引き取り、センター支所前の掲示板に5日間公示した。公示期間満了後1日を経過しても所有者からの申出はなかつた。人への警戒心が強く、人が近づくと怯えるため、職員はできるだけ刺激しないように保管した。譲渡判定を獣医師が行ったところ、恐怖性反応が強く家庭動物としての適性は認められないとの理由で「否」となった。7月15日、人が近づかないことが望ましいと獣医師が判断し、動物管理事務所に移送してガス殺処分した（動物愛護条例第29条第4項）。

キ 本件⑦について

(ア) 赤穂警察署の取扱いについて

7月9日(金)、近くで犬が徘徊しているとの連絡が駐在所にあり、午後9時に保護した。首輪のない雑種の雌犬で、遺失届の該当がなく、申出者も所有権の取得を放棄し、動物愛護法による引渡しの依頼に署名したため、「犬・猫受理簿」を作成して申出者から一時預かりした。近隣の相生警察署と岡山県備前警察署にも照会したが、該当がなかつたため、7月12日、当該犬1頭をセンター龍野支所へ引き渡した。

(イ) センター龍野支所の取扱いについて

7月12日、赤穂警察署から「犬・猫引渡書」とともに当該犬1頭を引き取り、センター支所前の掲示板に5日間公示した。公示期間満了後1日を経過しても所有者からの申出はなかつた。3回の譲渡判定を獣医師が行ったところ、家庭動物としての適性があると判断したので、ワクチン接種及び避妊手術後、譲渡希望者を募集し、9月17日に希望者へ譲渡した（動物愛護条例第30条、環境省告示第3-3~8）。

ク 本件⑧について

(ア) 加西警察署の取扱いについて

9月12日(日)午前5時、拾得した住民が成猫を警察署に持参した。遺失届の該当がなく、届出者も所有権の取得を放棄し、動物愛護法による引渡しの依頼に署名したため、「犬・猫受理簿」を作成して届出者から一時預かりし、翌日、当該成猫1匹をセンター三木支所へ引き渡した。

(イ) センター三木支所の取扱いについて

9月13日、加西警察署から「犬・猫引渡書」とともに当該成猫1匹を引き取り、センター支所前の掲示板に2日間公示した。推定15歳~16歳の老齢で削瘦、

流涎、後肢のふらつき等の症状があったことから、引取当日から3日間、点滴処理を行なったが、引き取って2日後には虚脱、横臥状態となった。譲渡判定を獣医師が行ったところ、年齢と健康を理由に「否」であった。獣医師の判断により、公示期間満了前の9月15日、センター三木支所において殺処分した。(動物愛護条例第28条第2項、環境省告示第1-7)。

ケ 本件⑨について

(ア) 洲本警察署の取扱いについて

9月20日(月)(祝日)午後4時5分、住民が駐車場で保護した子猫を警察署に持参した。遺失届の該当がなく、届出者も所有権の取得を放棄し、動物愛護法による引渡しの依頼に署名したため、「犬・猫受理簿」を作成して届出者から一時預かりし、翌日、当該子猫1匹をセンター淡路支所へ引き渡した。

(イ) センター淡路支所の取扱いについて

9月21日、洲本警察署から「犬・猫引渡書」とともに当該子猫1匹を引き取り、センター支所前の掲示板に2日間公示した。公示期間満了後1日を経過しても所有者からの申出はなかった。併せて2回の譲渡判定を獣医師が行ったところ、家庭動物としての適性があると判断したので、ワクチン接種後、譲渡希望者を募集し、12月24日に希望者へ譲渡した(動物愛護条例第30条、環境省告示第3-3~8)。

コ 本件⑩について

(ア) 宍粟警察署の取扱いについて

9月24日(金)、住民から自宅の敷地内に子猫がおり、保護しているとの通報を受け、通報者宅で午後2時55分に保護した。遺失届の該当がなく、通報者も所有権の取得を放棄し、動物愛護法による引渡しの依頼に署名したため、「犬・猫受理簿」を作成して通報者から一時預かりし、同日、当該子猫1匹をセンター龍野支所へ引き渡した。

(イ) センター龍野支所の取扱いについて

9月24日、宍粟警察署から「犬・猫引渡書」とともに当該子猫1匹を引き取り、センター支所前の掲示板に2日間公示した。公示期間満了後1日を経過しても所有者からの申出はなかった。併せて2回の譲渡判定を獣医師が行ったところ、家庭動物としての適性があると判断したので、ワクチン接種後、譲渡希望者を募集し、10月26日に希望者へ譲渡した(動物愛護条例第30条、環境省告示第3-3~8)。

(4) 全国の地方公共団体の状況(犬又は猫の殺処分又は譲渡処分について起訴等された事例等の有無)

ア 保健医療部が全国46都道府県に確認(令和4年6月)したところ、起訴された事例はなく、処分後に所有者に評価額を支払った事例についてもないと回答している。本県においても、そのような事実はない。

イ 警察本部からの警察庁への電話での問合せ(令和4年6月)においても、全国の警察本部において該当の事例は把握していないとの回答があった。

加えて、近畿管区2府3県の警察本部に対し直接電話で問い合わせた(令和4

年6月) ところ、犬又は猫の殺処分又は譲渡したことについて、警察が告発または起訴された事例はないとの回答があった。

## 2 判断

### (1) 本件犬又は猫の処分に係る手続について

本件犬又は猫の殺処分又は譲渡処分は、執行機関において必要性を判断して実施されたところ、その制度及び実施の経緯は1(1)から(3)のとおりであり、法律及び条例に基づく手続に違背すると認められる部分は見受けられなかった。

### (2) 費用について

請求人は、本件犬又は猫の殺処分又は譲渡処分に係る費用の損害賠償請求権の行使を怠る事実が違法であると主張するが、(1)のとおり、法律及び条例に基づく手続に違背すると認められる部分は見受けられず、損害は発生していない。

なお、第3の1(1)については、費用は発生していない。

### (3) その他の請求人の主張について

請求人が本件犬又は猫の殺処分又は譲渡処分に係る費用の損害賠償請求権の行使を怠る事実が違法であるとする理由は、本件犬又は猫の殺処分又は譲渡処分が犯罪(遺失物法違反、動物愛護法第44条違反、遺失物等横領罪(刑法第254条)及び器物損壊罪(刑法第261条))に該当するからというものと考えられる。請求人は独自の見解に基づいて本件犬又は猫の殺処分又は譲渡処分が犯罪に当たると述べるが、当該行為が犯罪に当たるかどうかは、様々な要件に照らして検察ないし裁判所において個別具体的に判断されるものである。

1(4)のとおり、県において、犬又は猫の殺処分又は譲渡処分が犯罪として起訴された事実はないし、同様の業務が行われている他の地方公共団体に関しても、当該業務が犯罪として起訴された事実はない。

以上のとおり、第3の1(1)から(4)までの費用を知事から県に損害賠償させることを求める、とする本件措置請求には理由がないものと判断する。

## 別記1

- 1 「費用算出について」と題する文書
- 2 「動物愛護センター動物管理事務所の経費」と題する文書
- 3 本件①から⑩までそれぞれに関連する開示資料(写し)  
願届簿、犬・猫引渡書、犬・猫の処分について(依頼)、譲渡候補判定表、診察記録致死処分等診療記録票、処分動物の送致について、所有者不明動物の公示について
- 4 犬猫の評価額一覧表(写し)
- 5 拾得物件預かり書 請求人が南あわじ警察へ拾得届けした犬について(写し)
- 6 陳述書(2021年5月12日付け)
- 7 「意見書」と題する文書

## 別記2

- 1 「費用算出について（金額の修正、2022年5月18日付け）」と題する文書
- 2 「致死処分に使用される薬品の購入単価及び容量」と題する文書
- 3 (3)犬・猫の引取り及び負傷動物等の収容並びに処分の状況（環境省資料）（写し）
- 4 負傷動物等の収容及び処分の状況（環境省資料）（写し）
- 5 公文書非公開決定通知書（動愛第1051-197号）（写し）
- 6 遺失物法等の施行について（依命通達）抜粋（写し）  
別添4 遺失物法案に対する附帯決議（平成18年5月31日衆議院内閣委員会）  
別添5 遺失物法案に対する附帯決議（平成18年6月8日参議院内閣委員会）
- 7 請求書の修正

## 別記3

- 1 委任状（陳述に関する一切の権限を委任する）
- 2 監査請求意見書（2022年6月14日付け）
- 3 意見書（2022年5月16日付け）
- 4 令和3年度下期 公示無しで警察からセンターへ処分依頼した猫公文書
- 5 令和3年度下期 公示無しで警察からセンターへ引き渡した犬猫公文書
- 6 「兵庫県警察と兵庫県動物愛護センターの殺処分の実態の報告」と題する文書
- 7 「兵庫県警察から兵庫県動物愛護センターへの「技術協力」殺処分調査報告」と題する文書
- 8 「動物法ニュース52号 あとがき」と題する文書
- 9 「Dジャーナル マイクロチップ・動物愛護法改正と、人と動物の共生」と題する文書
- 10 犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成18年環境省告示第26号、最終改正：平成25年環境省告示第86号）
- 11 所有者の判明しない犬又は猫その他の動物を拾得したとして申告を受けた場合等の取扱いについて（警察庁丁会発第684号）

## 別記4

- 1 「監査請求追加経緯説明（2022年6月14日付け）」と題する文書
- 2 「監査請求追加説明（2022年6月15日付け）」と題する文書  
資料1－① 動物の愛護及び管理に関する条例第30条の運用について  
資料1－② 譲渡事業に係る条例、規則、要綱、要領等の体系（フロー図）  
資料1－③ 「社会状況等について」と題する文書  
資料1－④ 「譲渡の事業展開のイメージについて」と題する文書  
資料2 「Aの犬 2018年6月 佐用警察（当時）収容」に関する画像の写し  
資料3 「Bの犬 2021年7月 南但馬警察収容」に関する画像の写し  
資料4 「Bの犬 譲渡候補動物判定表【成犬1次】」に関する画像の写し

別記5

- 1 動物の譲渡に関する要綱
- 2 所有者の判明しない犬又は猫の引取りの取扱い等について（環自総発第2007282号）